



令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がはじまります

<保育園・こども園・幼稚園（子ども子育て支援新制度移行園）を利用する方>

●3歳児～5歳児の保育料が無償化になります。

(3歳到達と同時に1号認定を取得した場合は2歳児であっても無償化の対象となります。)

●0歳児～2歳児は市町村民税非課税世帯の保育料が無償化になります。

●給食費は今まで通り、保護者の負担となります。

2号認定は今まで保育料の中に副食代が含まれておりましたが、**無償化される保育料は副食代を含みません**ので、副食代の負担が発生します。(副食代の金額は園にご確認ください。)

ただし・・・

年収360万円未満相当の世帯のお子様及び第3子以降のお子様は副食代も減免となります。
詳しくは以下の表をご覧ください。

○1号認定（認定こども園）				
	階層区分	第1子	第2子	第3子
第1	生活保護世帯	減免対象	減免対象	減免対象
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	減免対象	減免対象	減免対象
第3	77,100円以下	減免対象	減免対象	減免対象
第4-1	市町村民税 所得割課税額	77,101円以上 96,999円以下		減免対象
第4-2		97,000円以上 211,200円以下		減免対象
第5	211,201円以上			減免対象

※第3子のカウントは小学校3年生までの子でカウントします。

○2号認定（保育園等）				
	階層区分	第1子	第2子	第3子
第1	生活保護世帯	減免対象	減免対象	減免対象
第2	市町村民税非課税世帯	減免対象	減免対象	減免対象
第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	減免対象	減免対象	減免対象
第4-1	市町村民税所得割課税額 48,600円～57,700円未満	減免対象	減免対象	減免対象
第4-2 (減免)	市町村民税所得割課税額 57,700円～77,101円未満 「ひとり親世帯」及び 「在宅介護世帯」	減免対象	減免対象	減免対象
第4-2	市町村民税所得割課税額 57,700円～77,101円未満			減免対象
第4-3	市町村民税所得割課税額 77,101円～97,000円未満			減免対象
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満			減免対象
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満			減免対象
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満			減免対象
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上			減免対象

※第3子のカウントは小学校就学前までの子でカウントします。

●通園送迎費、行事費、保護者会費などは今まで通り、保護者の負担となります。

保育料の無償化、副食代の減免についての申請は必要ありません。

9月中に10月以降の保育料の額通知および、副食代減免の対象の方には減免通知書を送付します。

<子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する方>

- 月額25,700円を上限に無償化となります。
- 無償化の対象となるためには、利用する園を通じて、住所地の市町村に対し「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を提出し認定を受ける必要があります。
- 給食費、通園送迎費、行事費、保護者会費などは無償化の対象外です。
- 毎月の保育料のほか、入園料も入園初年度に限り月額に換算して無償化対象額に含めることができます。

<例>入園料30,000円、保育料20,000円/月 4月入園場合

入園料の30,000円を年間在籍月数の12で割って月額を出します。

$30,000円 \div 12か月 = 2,500円$

保育料の月額20,000円に入園料の月額2,500円を含めることができます。

$20,000円 + 2,500円 = 22,500円$

22,500円は月額上限額の25,700円以内なので全額無償化対象となります。

<幼稚園の預かり保育を利用する方> ※預かり保育とは通常の利用時間を超えて保育を受けることです

- 共働き世帯など両親に保育の必要性が認められる場合には、月額11,300円(日額450円)を上限に無償化されます。
※3歳になった日から3歳になった以後最初の3月31日までのお子様は市町村民税非課税世帯である事が追加要件となります。(この場合の上限は月額16,300円)

<例>月の利用実績20日、利用料9,500円

日額上限を計算します。

$450円 \times 20日 = 9,000円$

月額上限11,300円の範囲内だが、日額上限で計算すると9,000円が上限になる。

$9,500円 - 9,000円 = 500円$

500円は利用者負担となる。

- 無償化の対象となるためには、利用する園を通じて、住所地の市町村に対し「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を提出し認定を受ける必要があります。

※認定される「保育の必要性」および必要となる書類は別紙をご覧ください。

- 利用する園の預かり保育の実施時間が少ない場合(平日の開所時間が1日8時間未満又は年間200日未満の場合)は追加での認可外保育施設を利用も無償化の対象となります。この場合は預かり保育と認可外保育施設の利用料の合算額が月額11,300円(日額450円)を上限に無償化されます。

<認可外保育施設等を利用する方>

- 保育の必要性が認められる場合**には、3歳児から5歳児は月額37,000円を上限に、0歳児から2歳児で市町村民税非課税世帯のお子様は月額42,000円を上限に無償化されます。

※認定される「保育の必要性」および必要となる書類は別紙をご覧ください。

- 無償化の対象となるためには、**住所地の市町村に対し「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を提出し認定を受ける必要があります。**

※認定される「保育の必要性」および必要となる書類は別紙をご覧ください。

- 施設が無償化の対象施設の申請を行っている必要があります。
施設にご確認ください。

*認可外保育施設等とは・・・認可外保育施設、未就園児に対する一時預かり事業、病児保育事業
ファミリーサポートセンター事業

<児童発達支援等を利用する方>

- 3歳になってから最初の4月1日から3年間が対象となります。

- 利用者負担額以外の費用(医療費や食費など、現在実費で負担しているもの)は引き続き負担が発生します。

- 幼稚園、保育所、こども園等と児童発達支援等の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象として扱うことができます。

- 無償化にあたり新たな手続きの必要はありません。

*児童発達支援等とは・・・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問事業、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

<お問い合わせ先>

児童発達支援等を利用する方
上記以外

養老町役場健康福祉課
養老町役場子ども課

0584-32-1105
0584-32-5078



保育の必要性を証明する添付書類一覧表

保育の必要な事由	● 保育が必要な事由の具体例 / □ 提出書類
(1) 就労	<p>● 保護者が日常的に仕事をしているため、児童の保育ができない場合 勤務（自営・家族経営以外）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> ⑦ 就労証明書・・・会社勤めの方は会社の証明が必要です。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>自営・家族経営・・・本人・親族が代表者の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 就労状況申告書（自営・農業）・・・⑥ 状況申告書（裏面） ＜法人の場合＞ <input type="checkbox"/> 屋号記載欄に代表者印（会社実印）を押印してください。 ＜法人でない場合＞ <input type="checkbox"/> 平成30年分確定申告書（第一表・第二表）の写し又は <input type="checkbox"/> 営業証明書等</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>農業</p> <p><input type="checkbox"/> 就労状況申告書（自営・農業）・・・⑥ 状況申告書（裏面） <input type="checkbox"/> 平成30年分確定申告書（第一表・第二表）の写し （農業申告をしている事業主の方のもの） <input type="checkbox"/> 耕作証明書（事業主の方のもの）・・・経営農地が5000㎡必要。 <input type="checkbox"/> 事業主の証明（⑥ 状況申告書）</p>
(2) 妊娠・出産 認定期間： 産前6週間前の月初～ 産後8週間後の月末まで	<p>● 保護者が産前産後のため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し・・・表紙と出産予定日がわかるページをコピーしてください</p>
(3) 疾病	<p>● 保護者が病気・負傷の状態にあるため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書・・・⑥ 状況申告書（裏面）</p>
(4) 障がい	<p>● 保護者の心身に障がいがあるため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書・・・⑥ 状況申告書（裏面） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳などの写し</p>
(5) 介護・看護	<p>● 保護者が疾病等のある同居人又は親族の看護・介護を行うため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 ＜看護の場合＞ <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 民生委員等の証明・・・⑥ 状況申告書（裏面） ＜介護の場合＞ ※介護認定の記載がないものは無効 <input type="checkbox"/> 介護保険証写し <input type="checkbox"/> 民生委員等の証明・・・⑥ 状況申告書（裏面） （共通：別居の場合） <input type="checkbox"/> 別居親族の看護・介護申立書</p>
(6) 災害復旧	<p>● 火災や地震等により家屋に破損があり、その復旧のため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> 罹災証明書など</p>
(7) 求職活動 認定期間：3ヶ月間のみ （期間の延長なし）	<p>● 保護者が求職活動中のため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> ハローワークの登録証など求職状況の分かるもの 就労できなかった場合、「求職活動」での認定期間の延長はできません。</p>
(8) 起業準備 認定期間：3ヶ月間のみ	<p>● 保護者が起業準備のため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> 起業準備の場合事業計画など</p>
(9) 就学 （職業訓練校等における 職業訓練を含む）	<p>● 保護者が就学のため</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 状況申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書、合格通知など</p>
(10) その他	<p>● 上記以外の事由で虐待・DV等、町が特に必要な状態であると認める場合</p>